

(平成 27 年 8 月 1 日以降の受付から適用します)

住宅性能評価料金表

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター
【登録住宅性能評価機関（九州整備局長 3 号）】

住宅性能評価業務規程 別表（第 2 7 条関係）

住宅性能評価業務規程第 2 7 条による評価料金の額は、下表（い）欄の床面積の合計に応じて（ろ）欄の算定額とする。

1. 戸建て住宅

（1）設計住宅性能評価料金

（円：税込）

種別	(い)	(ろ) 評価料金	
		一般住宅	住宅型式性能認定を受けたもの
戸 建 住 宅	床面積の合計 (㎡)		
	100未満	33,000	23,000
	100～ 200未満	37,000	27,000
	200以上	46,000	36,000

※ 1 一般住宅

戸建て住宅で住宅型式性能認定を受けたものに該当しないものに適用する。

※ 2 住宅型式性能認定を受けたもの

戸建て住宅で、構造の安定に関すること及び温熱環境に関することについて、住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証等によって性能が確認できるものに適用する。

※ 3 床面積

申請に係る棟の延べ床面積をいい、併用住宅の場合は併用部分を含む。

※ 4 構造の安定審査に係る追加料金

構造計算書が添付されているものにあつては、構造計算対象面積が 500 ㎡未満の場合は 10,000 円（税込）を、500 ㎡以上の場合は 20,000 円（税込）を加算する。

1 申請において、構造的に別棟になっていて複数の構造計算書が添付される場合には、各々の構造計算書毎の金額を計算して加算する。

※ 5 評価料金は、必須評価事項の料金とし、選択評価事項を追加する場合は、一評価事項当たり 2,000 円（税込）を加算する。

※ 6 住宅の計画の変更を行う場合は（い）欄の床面積を 2 分の 1 として算定した額とする。

（2）建設住宅性能評価料金

（円：税込）

種別	(い)	(ろ) 評価料金	
		一般住宅	住宅型式性能認定を受けたもの
戸 建 住 宅	床面積の合計 (㎡)		
	100未満	74,000	44,000
	100～ 200未満	84,000	50,000
	200以上	104,000	62,000

- ※ 1 適用
戸建て住宅で、当財団で設計住宅性能評価を受けたものに適用する。
- ※ 2 床面積
申請に係る棟の延べ床面積をいい、併用住宅の場合は併用部分を含む。
- ※ 3 住宅型式性能認定を受けたもの
戸建て住宅で、構造の安定に関する事及び温熱環境に関する事について、住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証等によって検査を要しないことが指定された結果、検査実施回数が 2 回であるものに適用する。
- ※ 4 評価に要する追加料金
階数が 4 以上である戸建て住宅または工程の都合等によって検査回数が増加したもの（一般住宅にあつては 4 を超えるもの、住宅型式性能認定を受けたものにあつては 2 を超えるもの）については、増加する検査回数 1 回につき一般住宅においては上表の 4 分の 1 の額（百円未満を切り捨て）を、住宅型式性能認定を受けたものにおいては上表の 2 分の 1 の額（百円未満を切り捨て）を追加する。
- ※ 5 評価料金は、必須評価事項の料金とし、選択評価事項を追加する場合は、一評価事項当たり 2,000 円（税込）を加算する。
- ※ 6 住宅の建設工事の変更を行う場合は（い）欄の床面積を 2 分の 1 として算定した額とする。

2. 共同住宅等

（1）設計住宅性能評価料金

（円：税込）

種別	（い）床面積の合計（㎡）	（ろ）評価料金
共同住宅等	500未満	60,000 + M×19,000
	500～ 1,000未満	76,000 + M×19,000
	1,000～ 2,000未満	102,000 + M×19,000
	2,000～ 3,000未満	162,000 + M×19,000
	3,000～ 5,000未満	216,000 + M×19,000
	5,000～10,000未満	292,000 + M×19,000

- ※ 1 共同住宅等とは共同住宅及び長屋住宅をいう。
- ※ 2 床面積
申請に係る住戸を含む棟の延べ床面積をいう。
- ※ 3 Mは評価対象戸数 とする。
- ※ 4 構造の安定審査に係る追加料金
構造計算書が添付されているものにあつては、構造計算対象面積が 500 ㎡未満の場合は 10,000 円（税込）を、500 ㎡以上の場合は 20,000 円（税込）を加算する。
1 申請において構造的に別棟となっていて複数の構造計算書が添付される場合、構造計算書毎の金額を計算して加算する。
- ※ 5 評価料金は、必須評価事項の料金とし、選択評価事項を追加する場合は、評価対象住戸毎に、一評価事項当たり 2,000 円（税込）を加算する。

- ※ 6 10,000 m²以上の評価料金は別途見積とする。
- ※ 7 共同住宅等の評価料金については、評価証発行件数により減額できる場合がある。
- ※ 8 住宅の計画の変更を行う場合は (い) 欄の床面積を2分の1として算定した額とする。

(2) 建設住宅性能評価料金

(円：税込)

種別	(い) 床面積の合計 (m ²)	(ろ) 評価料金
共同住宅等	500未満	$N \times 74,000 + M \times 21,000$
	500～ 1,000未満	$N \times 105,000 + M \times 21,000$
	1,000～ 2,000未満	$N \times 130,000 + M \times 21,000$
	2,000～ 3,000未満	$N \times 173,000 + M \times 21,000$
	3,000～ 5,000未満	$N \times 216,000 + M \times 21,000$
	5,000～10,000未満	$N \times 260,000 + M \times 21,000$

- ※ 1 適用
共同住宅及び長屋住宅で、当財団で設計性能評価を受けたものに適用する。
- ※ 2 床面積
申請に係る住戸を含む棟の延べ床面積をいう。
- ※ 3 Mは評価対象戸数、Nは検査を行った回数（同一検査時期について複数に分けて検査を実施する場合はその増加回数を含む。）とする。
- ※ 4 評価料金は、必須評価事項の料金とし、選択評価事項を追加する場合は、評価対象住戸毎に、一評価事項当たり2,000円（税込）を加算する。
- ※ 5 10,000 m²以上の評価料金は別途見積とする。
- ※ 6 共同住宅等の評価料金については、評価証発行件数により減額できる場合がある。
- ※ 7 住宅の建設工事の変更を行う場合は (い) 欄の床面積を2分の1として算定した額とする。